

平成27年度 当初予算事業の概要説明書

(兼評価説明書)

1 頁

1. 事務事業の概要

□ 完了 ■ 評価対象 ■ 行計対象

事務事業名 (中事業)	16070 消費者対策事業			
基本政策	04 暮らしの安全を守り、安心が実感できるまち			
政策	03 明るい暮らしを守る安心のまちづくり			
施策	03 消費生活の安定と安全の確保			
実施形態	直営			
事業期間	単年度			
要求区分	継続	予算区分	政策	
事業の実施を市に義務づける国の法令				
有無	努力規定あり			
法令名	消費者基本法(第19条) 西脇市消費生活相談員に関する規則			
予算科目	01-030109-020100			
部名	24 暮らし安心部	課名	05 防災安全課	
課長名	岸本 正昭	T E L	内線	545

2. 対象・目的・内容

事業概要	<p>消費生活センターを開設し、消費者被害等に遭った市民等に対して、相談に乗るとともにその救済に当たる。さらに、消費者問題について広く啓発することにより、かしこい消費者になってもらうことや、立入検査を実施すること等の総合的な対策事業を行う。</p> <p>西脇市消費者協会の活動及び「暮らしの教室」としての地区活動を通じて、協会が消費者に対して行う啓発活動や消費者の被害防止活動を支援する。</p>
事業の対象 (誰・何を)	<p>1 消費生活センター (1) 消費生活に伴う被害、苦情、相談のある市民等(市内の在勤者、在学者を含む。) (2) 多重債務に陥った市民等(市内の在勤者、在学者を含む。)</p> <p>2 消費者協会 3 一般消費者</p>
事業の目的 (どういう状態にするために)	<p>消費者被害の相談と救済、消費者問題の啓発、立入検査等により安全・安心な消費生活を確保する。 消費者協会の活動を支援する。</p>
事業の内容 (どういう内容を行うのか)	<p>1 消費生活センターを開設し専門の相談員による相談日を週3日設けて、消費生活相談・多重債務相談に乗る。消費者被害等の情報収集に努め、それを市民に発信することにより消費者被害の防止に努める。消費生活相談室の周知を図り、相談室を利用してもらうことで消費者被害を抑制する。</p> <p>2 西脇市消費者協会の活動を支援するために補助金を交付する。</p> <p>3 消費者向けに各種啓発を行う。</p>

3. 年度別事業費

(単位:千円)

	事業費							
		国庫支出金	県支出金	地方債	分担金負担金	使用料手数料	その他	一般財源
平成24年度決算額	0	0	0	0	0	0	0	0
平成25年度決算額	2,949	0	2,032	0	0	0	0	917
平成26年度決算額	2,645	0	1,913	0	0	0	0	732
平成27年度予算額	2,947	0	1,827	0	0	0	0	1,120

4. 総コストの概算

(単位:千円)

平成26年度のこの事業に従事している職員数		従事職員数	人件費(A)	平成26年度決算額(B)	総コスト(A)+(B)
一般職員	嘱託・臨時職員				
0.60	0.00	0.60	4.675	2.645	7.320
事業費の主な用途		消費生活相談員報酬、補助金			

平成27年度 当初予算事業の概要説明書
(兼評価説明書)

5. 事業の実績・目標

活動 指標 ①	指標名	消費生活・多重債務相談件数				単位	件
	説明や数式						
	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	目標値			400	400		
	実績値	371	364				
	経費(千円)	7,624	7,320				
単当たりコスト	20.55	20.11					
活動 指標 ②	指標名	くらしの教室開催回数				単位	回
	説明や数式						
	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	目標値			50	50		
	実績値	46	51				
	経費(千円)	7,624	7,320				
単当たりコスト	165.74	143.53					
成果 指標 ①	指標名	消費生活・多重債務相談解決件数				単位	件
	説明や数式	相談件数のうち、苦情分の処理結果					
	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	目標値			300	300		
	実績値	279	286				
	経費(千円)	7,624	7,320				
単当たりコスト	27.33	25.59					
成果 指標 ②	指標名					単位	
	説明や数式						
	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
	目標値						
	実績値						
	経費(千円)						
単当たりコスト							
実績・成果 等の説明	消費生活・多重債務相談の実施により、市民のニーズに応えることができた。 消費者協会は「くらしの教室」や各種啓発事業の実施によって、市の消費者対策事業に大きく貢献している。						

6. 評価

1 次 評 価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	4	事業の必要性	2	実施主体の妥当性	4
	事業の総合評価	直接のサービスの相手方	4	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	3
	説明	継続実施 消費生活・多重債務相談は、市民サービスとして必要不可欠な事業である。 消費者協会についても、市の消費者対策事業にとって、必要不可欠な団体である。					
2 次 評 価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性)	3	事業の必要性	2	実施主体の妥当性	4
	事業の総合評価	直接のサービスの相手方	4	受益者負担の適切さ	5	市民ニーズの把握	3
	説明	消費生活センターの活動においては、国家資格を有する消費生活相談員を配置し、年間364件もの消費生活・多重債務相談を実施しており、多くの市民の救済に寄与している。相談員の報酬については、近隣自治体より低い水準であるため、均衡を図りたい。また、消費者協会は、振り込め詐欺や悪質商法の撲滅活動、環境にやさしい消費行動やリサイクルの推進、これらに関連した啓発活動など多岐に渡って積極的に取り組んでいる。今後もより多くの市民(消費者)に活動への理解・参加を求め、市民の快適なくらしに寄与されたい。					